

宅地建物取引業免許の変更届に必要な添付書類について（愛知県知事免許の場合）

宅地建物取引業免許の変更届については、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」に、次の添付書類を添付して建設業不動産課窓口（愛知県自治センター2階）へお持ち下さい。但し、複数の変更内容を同時に届出する場合、重複する添付書類は一通のみで可です。また、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」と添付書類の一式については、あらかじめ副本（正本の複写で可）を作製し、正副併せてお持ち下さい。なお、審査の必要上、これら以外の書類の提出を追加で求める場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

（必須＝○、条件に該当する場合必須＝△）

添付書類の名称		変更の内容																		
		法人登記簿抄本（履歴事項全部証明）	身分証明書（本籍地市区町村役場で取得） 外国人の場合は登録番号の記載ある登録原票証明書	氏名・生年月日・住所を記載して下さい	登記されていないことの証明書（法務局で取得）	略歴書 添付書類⑥	代表者役員・政令使用人が欠格事由（法第5条第1項）に該当しない旨の誓約書 添付書類②	事務所の案内地図	事務所の写真（建物外観全体及び事務室内）	事務所の間取図・フロア図	事務所の使用権原に関する書面 添付書類⑤	追加供託の証明書 （法務局又は宅建業保証協会にて交付）	宅地建物取引主任者証の写し	専任取引主任者の常勤する旨の誓約書	常勤を証明する書類（社会健康保険証の写し・源泉徴収票の写し・退職証明など）	専任取引主任者設置証明書 添付書類③	戸籍抄本（氏名変更の記載があるもの）	免許書換交付申請書	旧宅地建物取引業免許証（原本）	宅建取引主任者資格登録変更登録申請書
商号又は名称	法人	○																○	○	○※5
	個人																	○	○	○※5
法人の代表者	就任者	○	△※1	△※1	○	○								○				○	○	
	退任者	○				△※2														
法人の役員	就任者	○	△※1	△※1	○	○														
	退任者	○				△※2														
主たる事務所の所在地	法人	○					○	○	△※3	○								○	○	
	個人						○	○	△※3	○								○	○	
従たる事務所	新設の場合	事務所	△※4				○	○	△※3	○	○									
		政令使用人		△※1	△※1	○	○							○						
		専任取引主任者		△※1	△※1	○	○						○	○	○	○				△※6
	所在地移転の場合	△※4					○	○	△※3	○										
	名称変更の場合	△※4																		
廃止の場合	△※4																			
従たる事務所	同一敷地内での建物の移動又は同一建物内での事務室の移動								○	△※3	○									
	電話番号の変更																			(添付書類は不要)
政令使用人	就任者		△※1	△※1	○	○								○						
	退任者					△※2														
専任取引主任者	就任者		△※1	△※1	○								○	○	○	○				△※6
	退任者					△※2										○				△※7
氏名	代表者	法人	○														△※8	○	○	△※8
		個人															○	○	○	△※8
	法人の役員	○															△※8			△※8
	政令使用人																○			△※8
	専任取引主任者											○※9					○			

※1 従来より、代表者、役員、政令使用人、専任取引主任者に就任していた方が転任する場合は、省略が可能です。
 ※2 退任者が、引き続き、役員、政令使用人、専任取引主任者等として残任する場合は、提出が必要です。
 ※3 住居等の一室を事務所として使用する場合・ビルの一室を利用する場合・同一フロアに2社以上が入居している場合は、提出が必要です。
 ※4 法人で、該当の従たる事務所について支店登記をしている場合は、提出が必要です。
 ※5 所属する宅建主任者資格登録者について、全員の従事先の変更が必要となります。
 ※6 宅建主任者資格登録において、従事先の登録申請をしていない場合は、併せて提出が必要です。
 ※7 専任取引主任者の退任と同時に、宅建業からの退職をする場合は、併せて提出が必要です。
 ※8 該当者が、宅建主任者資格登録を受けている場合は、併せて提出が必要です。但し、主任者証の書換が必要な場合、これらの書類は、主任者証を添えて、（社）愛知県宅地建物取引業協会本部に提出して下さい。
 ※9 主任者証の写しは、（社）愛知県宅地建物取引業協会本部にて、氏名変更を受けたものが必要です。

その他 公的証明書類（法人登記簿抄、身分証明書、登記されていないことの証明書、戸籍抄本）の有効期間は、取得から3か月以内です。